

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

| 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合 | 今回の契約が左に該当すること等の説明 |
|---|---|
| <p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p> | <p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>本業務は、「THE GIFTS SHOP」の運営委託事業者交代に伴い、店舗及びバックヤードを拡張し、経年劣化した床面等を改修するとともに、LED照明、防犯カメラ、デジタルサイネージを設置し、利用者の安全を確保しつつ、ショップの上質な空間を作る。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>「THE GIFTS SHOP」のリニューアル工事については、店舗及びバックヤードの拡張や経年劣化した床の貼り替え、LED照明、防犯カメラ、サイネージといった店舗運営に必要な機材は店舗所有者である県が施工する必要がある。</p> <p>また、店内装飾やレイアウトの変更は次期運営事業者が施工することとなっているが、店舗活用、デザイン上などの一体性が求められるため、両方の工事を一体的に行うことが必要でありまた効果的である。</p> <p>特に、運営事業者選定においてはプロポーザルによる選定をしたところであるが、その際の運営企画内容に沿った形での運営を進めていくためには、運営事業者の意図に沿ったリニューアル工事を実施することが最も効率的である。</p> <p>以上より、床の張替え、LED照明、防犯カメラ、サイネージ設置などの工事を、次期運営事業者に請け負わせることが適当であり、他のものが供給することはできない。</p> <p>このため、本業務を実施できる者は、「THE GIFTS SHOP」の次期運営委託先であるジャパンパブリックプライベートパートナー機構株式会社であるが、同社は建築工事を請け負う資格を有していない。そのため、同社の構成員のうち唯一、岐阜県建設工事等入札参加資格者名簿に建築工事業及び電気工事業で登載されている株式会社トオヤマのみが本工事の請負先であり、同社以外のものが請負うことはできない。</p> |

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。